

さあ！ネットで申告 e-Tax



e-Taxは、インターネットに接続しているパソコンがあれば、税務署に出掛けることなく、所得税及び復興特別所得税・消費税の確定申告を自宅から行うことができます。

① 国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」から直接送信

自宅などから国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用して、e-Taxで送信することができます（確定申告書等作成コーナーは「確定申告」で検索してください）。

② 添付書類の提出省略

所得税及び復興特別所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます。（税務署から書類の提出又は提示を求めることがあります。）

③ 還付金ガスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。
（3週間程度に短縮）

④ 24時間いつでも利用可能

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は、24時間 e-Taxの利用が可能です。

この機会に、是非 e-Taxをご利用下さい！

手続等の詳しい内容は、e-Taxホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

申告書は自分で作成して、お早めに！

平成26年分の所得税及び復興特別所得税（住民税及び個人事業税）の確定申告の受付が平成27年2月16日（月）から始まります。確定申告書は、「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考に自分で作成し、お早めに提出してください。

なお、確定申告書は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができます。

作成した確定申告書は、そのままe-Taxで送信することができるほか、印刷して郵送等により提出することもできます。

申告会場にお越しの際には、「前年の申告書控え」及び確定申告に必要な書類及び印鑑をご持参ください（「確定申告のお知らせ」が届いている方はそのお知らせも持参してください）。

なお、駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

申告会場 苫小牧市労働福祉センター 2階ホール（苫小牧市末広町1丁目15番7号）

期 間 2月2日（月）～3月16日（月） ※期間中の土・日曜日、祝日を除く。

受付時間 午前9時～午後5時（受付終了：午後4時）

高齢者の所得税、地方税上の障害者控除について

身体・知的・精神等、障害者手帳をお持ちでない65歳以上の方で、要支援・要介護認定を受けている方について、介護保険の要介護認定の資料をもとに障害者控除の対象になるかどうかを判定し、対象と認められる場合には、認定書を交付します。認定を受けた場合は、所得税及び地方税において、障害の程度により障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。認定を受けるための手続きは次のとおりです。

1 認定手続き

- (1) 認定申請書を提出していただきます。(申請書は日高町役場保健福祉課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所及び日高総合支所地域住民課にあります。)
- (2) 認定申請書の提出があった場合は、介護保険の要介護認定の資料をもとに対象となる高齢者の実態を確認します。
- (3) 確認の結果、障害者または特別障害者に準ずると認められる場合は申請者に認定書を交付します。

2 認定書の有効期間

対象となる高齢者の障害がある期間は有効です。ただし、障害事由が変更・消滅した場合はその旨を届け出ることが義務付けられています。

3 認定基準日

所得税申告の対象となる年の12月31日(基準日)での判定となるため、基準日に有効である要介護認定結果の「認定調査票」または「主治医意見書」をもとに認定します。

ただし、対象の方が年の中で死亡された場合または出国している場合は、その死亡日または出国した日を基準日とします。

4 受付窓口

日高町役場保健福祉課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所、日高総合支所地域住民課

5 受付期間

12月18日(木)から

審査後、申請者に認定または非該当の通知をします。

日高町役場保健福祉課福祉・子育て支援グループ 電話 01456-2-6183

農業委員会委員選挙人名簿の 登載申請を忘れずに

日高町に住所を有し、平成27年3月31日現在で満20歳以上の方(平成7年4月1日以前に生まれた方)で、次の①から③のいずれかの要件に該当する方は、平成27年1月1日現在で記載した『農業委員会委員選挙人名簿登載申請書』を平成27年1月10日までに日高町農業委員会、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所又は日高総合支所地域経済課に提出願います。

《登録資格要件》

- ① 30アール以上の農地について耕作の業務を営む方
- ② ①の同居親族又はその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事する方
- ③ 30アール以上の農地で耕作を営む農業生産法人の組合員、社員又は株主であって、年間おおむね60日以上耕作に従事する方

詳しくは下記までお問い合わせください。

【日高町選挙管理委員会 電話 01456-2-5131】